市からの

年金生活者支援給付金 請求書の提出はお早めに

年金生活者支援給付金は、公的年金 などの収入やそのほかの所得額が一定 基準額以下の年金受給者の生活を支援 するために、年金に上乗せして支給さ れるものです。受け取るには請求書の 提出が必要です。

新たに対象となる方には、日本年金 機構から請求手続のご案内を8月下旬 ごろから順次送付しています。同封の はがき(年金生活者支援給付金請求書) を記入し日本年金機構へ提出してくだ さい。

※既に給付金を受け取っている方で、 引き続き支給要件を満たしている場合 は、翌年以降の手続は原則不要です。 ☆対象となる方

□老齢基礎年金を受給している次の要 件全てに該当する方

- ●65歳以上である
- ●世帯全員の市民税が非課税である
- 前年の年金収入額とその他の所得額 の合計が約88万円以下である

□障害基礎年金または遺族基礎年金(18 歳未満の子がいる)を受給している方

●前年の所得額が約472万円以下である ※年金を受給し始める方は、年金請求 と併せて年金事務所または市役所で請 求手続をしてください。

問●給付金専用ダイヤル

- **1** 0570-05-4092 (ナビダイヤル) ※050から始まる電話
- m 03 5539 2216
- 武蔵野年金事務所
- **1** 0422-56-1411 (ナビダイヤル)
- ▶保険年金課Ⅲ
 - **a** 042-460-9825



子供医療費助成制度 ~(乳)・(子)医療証の送付~

現在乳・分医療証をお持ちの方は、 原則自動更新となりますので、新しい 医療証を9月下旬に送付します。

なお、転入などで更新手続が必要な 方には7・8月に書類を送付しました。 まだ手続をしていない方は必ず行って ください。

本制度の対象となる方で医療証をお 持ちでない場合は、申請が必要です。

▶子育て支援課 **a** 042-460-9840

特別障害者手当をご存じですか

心身に障害のある方に支給される手 当(国の制度)です。

□支給対象者

20歳以上で、次のいずれかの著し く重い障害のため、日常生活において 常時特別な介護を必要とする状態にあ

- ●身体障害者手帳 1・2 級程度、愛の 手帳1・2度程度またはこれらと同 程度の身体障害、病状、精神障害が 2つ以上重複している
- ●上記と同程度の身体障害、病状、精 神障害が1つでもあり、絶対安静の 状態や日常生活がひとりではできな い状態^など

※障害者手帳の有無は問いません。 ※障害および障害の程度、支給制限な どの要件があり、所定の診断書が必要 となりますので、申請をお考えの方は まずはお問い合わせください。

□支給額

月額2万7.350円

▶障害福祉課Ⅲ

a 042-420-2806

民間賃貸住宅への入居や 居住継続にお困りの方へ

保証人が見つからないなどの理由に より、民間賃貸住宅への入居や居住継 続にお困りの方に対し、住宅探しのお 手伝いや保証委託契約のあっせんなど を行っています。

❖住宅探しのお手伝い

担当者が住宅探しのお手伝いをするなど

❖保証委託契約のあっせん

住宅を借りる際に保証人が見つから ない場合のあっせん

公共下水道への切り替えを

公共下水道(汚水)に未接続の場合、 浄化槽を利用していたとしても、洗濯 や流しなどの汚水が直接河川に流れ込 み、悪臭や汚濁の原因となります。

浄化槽・くみ取り便所を利用してい る場合は、遅滞なく公共下水道に接続 することが法律で義務付けられていま すので、早めの切り替えをお願いします。 ※詳細は、市の指定下水道工事店(市田) 参照)へお問い合わせください。

▶下水道課保

a 042-438-4058

都市計画道路および 地区計画等の図書の縦覧

西東京都市計画道路3・4・24号田無 駅南口線および東大生態調和農学機構 周辺地区地区計画等の変更について告 示しましたので関係図書を縦覧します。 □縦覧場所 都市計画課(保谷東分庁舎)

9月1日現在の選挙人名簿 登録者数(定時登録)などが確定

□登録者数 男性8万2,890人、女性 8万9,141人、計17万2,031人

前回の定時登録者数と比較すると、 男性129人增、女性231人增、計360 人増加しています。

□今回の定時登録の要件

①日本国民

②平成15年9月2日以前に出生 ③9月1日現在、引き続き3カ月以上 居住している(他市区町村から転入し た場合は、6月1日までに本市の住民 基本台帳に記載)または、5月1日以 降の転出で、転出前に3カ月以上居住 していた

□在外選挙人名簿登録者数

男性91人、女性110人、計201人

- □今回の在外選挙人名簿登録などの要件
- **①**日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③在外選挙人名簿に登録されていない ●国外に住所を有し、次のいずれかに 該当する
- ●その者の住所を管轄する領事官の管 轄区域内に引き続き3カ月以上住所 がある

●本市の選挙人名簿に登録されており、 出国前に海外への転出届および在外 選挙人名簿登録移転申請をしている

- ▶選挙管理委員会事務局
 - **a** 042-420-2801

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にあ りがとうございました。

- ★㈱洋光代表取締役社長 呉東柱 様 (ハンドジェル)
- ★田中健一様(1万円)
- **☆**匿名(5,000円)
- ▶秘書広報課 1042-460-9803

||((傍聴))|||

マスクの着用や手洗い・手指消毒な どにご協力をお願いします。

また、咳や発熱など、体調不良の方 は傍聴をご遠慮ください。

■教育委員会

- 時 9月25日出午後2時
- 場田無第二庁舎4階
- 内行政報告ほか
- 定10人
- ▶教育企画課 🖽 📾 042-420-2822

審議会など

■社会教育委員の会議

- **時** 9月24日 金 午後 2 時
- 場田無第二庁舎2階
- 内活動内容
- 定 2人
- ▶社会教育課 642-420-2831

■男女平等参画推進委員会

- 時 9月28日(火)午後6時15分
- 場田無庁舎5階
- 内西東京市第4次男女平等参画推 進計画の評価ほか
- 定 3人
- ▶協働コミュニティ課
 - **⋒**042-439-0075



固定資産税の減額

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年 の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

▶資産税課Ⅲ ☎ 042-460-9830

住宅耐震改修工事

- □減額分 2分の1(改修工事により、 認定長期優良住宅になった場合は3分 の2) ※住宅面積120㎡_で
- □**減額要件 ①**昭和57年1月1日以 前から市内にある住宅に対し、現行の 経過した市内の住宅に対し、一定のバ 受けた場合は、交付を受けたことが確 に伴う固定資産税の減額適用申告書 耐震基準に適合させる耐震改修工事を 実施 ②工事後3カ月以内に資産税 課へ申告 ③1戸当たりの工事費用 が50万円超
- □必要書類 ①耐震基準適合住宅に係 改築等工事証明書または住宅耐震改修 証明書 ③耐震改修工事費用の領収書 の写し ④長期優良住宅の認定通知書 在、新築住宅軽減および耐震改修に伴

良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

- □**減額分** 3分の1(住宅面積100㎡_で) □減額要件 ①新築日から10年以上 リアフリー改修工事(※**1**)を実施
- ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③65歳以上の方、要介護・要支援認 定を受けている方、障害者の方が居 住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改 る固定資産税の減額適用申告書 ②増 修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超 (補助金などを除く自己負担額) ⑥現

う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー 改修に伴う固定資産税の減額適用申告 ②工事内容などが確認できる書 類(工事明細書・現場の写真など)と工 事費用の領収書の写し ③納税義務 次のいずれかの書類 ●65歳以上… 被保険者証の写し ●障害者…障害者 いない家屋 手帳の写し **⑤**補助金などの交付を □**必要書類 ①**住宅の熱損失防止改修 認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、 浴室・便所の改良、手すりの設置、屋 内の段差の解消、引き戸への交換、床 の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、 認定長期優良住宅になった場合は3分 の2) ※住宅面積120m^まで

□減額要件 ①平成20年1月1日以前 から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に 対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防 止改修 ※2)を実施 ②工事後3カ月以 内に資産税課へ申告 3改修後の床面 積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当た の写し(改修工事により、認定長期優 者の住民票 ④居住者の要件により りの工事費用が50万円超(補助金などを 除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽 住民票 ●要介護・要支援…介護保険 減および耐震改修に伴う減額を受けて

②増改築等工事証明書 ③工事費用の 領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤長期優良住宅の認定通知書の写し (改修工事により、認定長期優良住宅に なった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高 める改修工事(外気などと接するもの で、窓の改修を含めた工事であること が必須)